

京都生存権裁判を支える会ニュース

2012年2月7日：生存権を支える会事務局

京都生存権裁判、大阪高裁、1月25日結審！ 判決は3月14日（水）11時～ 202号法廷 多くの傍聴で、大阪高裁を取り囲もう！

6年に渡って争われていた京都生存権裁判は1月25日の第8回口頭弁論でいよいよ結審となり、3月14日（水）に、判決を迎えることになりました。

第8回口頭弁論当日、寒い寒い朝でしたが、いつものように原告の松島さんを先頭に弁護団、支える会などで、大阪高等裁判所前で宣伝を行いました。その後、開廷した法定では、松島、三嶋、金原の原告3人の意見陳述と竹下、尾藤、吉田の弁護団の3人が弁論を行いました。

意見陳述の中では、原告は口々に「食べて生きているだけ我慢しろということなのか」「冠婚葬祭をはじめ親戚づきあいや近所づきあいも出来なくなった」「憲法25条で保障された文化的で最低限度の生活を守ってほしい」「一日も早く老齢加算を復活させるために公正な裁判をお願いします」と訴えました。

また弁護団も竹下弁護士が、「全国10ヶ所で原告の訴えを聞いてきた。その中には、週4回のお風呂を2回に減らした方がいたが、その方に対して、裁判で『回数を減らしてどの程度の節約になりましたか』と質問した人がいた。貧困がどれほど辛く苦しいものが、本当に分かっていない。裁判官、理解できますか？」と原告と傍聴者の思いを代弁する弁論を行った後、尾藤弁護士が「ドイツの最高裁で争われた生活保障裁判での判決を引き合いに出しながら、今回の老齢加算の廃止の経過が生活実態をまともに調査もせず財政ありきで決められた経過に大きな過ちがあった」と断罪。最後に吉田弁護士が、原告3人が7年を越す年月の中で、はじめは、いやがらせも受けたこともあったが、日を追うごとに支持も広がり、原告の訴えも説得力を持つようになってきた」「私自身、原告の生活実態のビデオを見て、はじめて貧困の実態を知ることが出来た。裁判官も一度、原告の生活実態のビデオを見て判決を考えてほしい」と訴えました。

被告側からは、今回も一切、口頭での陳述はありませんでした。一貫して口頭での論争を避けてきました。京都生存権裁判の大阪高等裁判所の審議を終了し、いよいよ次回、3月14日に判決を迎えることになりました。長年ご支援頂きましたが、大阪高裁の判決まで、以下のことをお願いします。

1. 大阪高裁の 裁判官宛に、公正な判決を下すようにとの、要請はがき、要請FAXに取り組んでください。
2. 各団体の機関紙やニュースなどで、京都生存権裁判の紹介をお願いします。
原告や弁護団より、取材などお答えします。
3. 原告3人への激励の寄せ書きなどをお願いします。
4. 大阪高裁で、原告が勝訴しようと、敗訴しようと、最高裁まで争われることは避けられない情勢です。引き続き、支える会の会費、賛同金の協力をお願いします。

松島さん 三嶋さん 金原さん 京都生存権裁判の原告を囲むつどいに60人

昨年12月13日(火) 国際交流会館(京都市左京区)で、「京都生存権裁判の原告を囲むつどい」(支える会主催)が開催されました。60人の参加で、原告の松島さん、三嶋さん、金原さんを囲み、裁判勝利に向けて、決意を新たにしました。

つどいは、料理や飲み物に舌鼓しながら、障害者施設で働く諏訪元久さんの生演奏で“うたごえ”を楽しみました。特に、原告の金原さんの「傷だらけの人生」の熱唱には、大きな拍手がわき起こり、会場から「うまい」との声が聞かれました。

また、支える会の代表の金澤仏教大教授、弁護団の吉田、佐野弁護士、京都生活と権利を守る会、京都総評、京都医労連、京都民医連から、原告3人に連帯し感謝する挨拶を受けました。

原告の3人からは、「裁判を通じて、たくさんの人たちとつながることが出来た」「権利として憲法25条を守るために勝利したい」など、力強い決意が述べられました。

京都生存権裁判を支える会街頭宣伝

3月6日(火) 18時~18時45分 市役所前

京都生存権裁判、大阪高裁判決前宣伝

3月14日(水) 8時30分~

京都生存権裁判大阪高裁判決傍聴

3月14日(水) 11時~

大阪高等裁判所 202号法定

12月以降の支える会・弁護団の動き

- 12月13日(火) 京都生存権裁判原告を囲むつどい(京都国際交流会館)
- 12月20日(火) 京都生存権裁判世話人会
- 1月25日(水) 大阪高裁前宣伝
京都生存権裁判大阪高裁第8回口頭弁論
京都生存権裁判第8回口頭弁論報告会(中之島公会堂)
- 2月7日(火) 京都生存権裁判世話人会